

令和4年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和4年3月10日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星 工 人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由 里 子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 ま さ 子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
1 0 番	齋 藤 永	1 1 番	寺 嶋 正	1 2 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 13人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	—————	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 13 号 令和4年度松田町一般会計予算 (一般会計予算審査特別委員会報告)

- 日程第 2 議案第 14 号 令和 4 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 15 号 令和 4 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 16 号 令和 4 年度松田町上水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第 17 号 令和 4 年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 18 号 令和 4 年度松田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 19 号 令和 4 年度松田町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 20 号 令和 4 年度松田町用地取得特別会計予算
- 日程第 9 議案第 21 号 令和 4 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算
- 追加日程第 1 議会運営委員会報告
- 追加日程第 2 議案第 22 号 松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 22 号 松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 10 同意第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 11 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。松田町議会定例会本会議第 4 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいま出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（9 時 00 分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算（一般会計予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

一般会計予算
審査特別委員長 皆様、おはようございます。

それでは、松田町議会議長 飯田一殿。令和4年3月9日、一般会計予算審査特別委員会委員長 南雲まさ子。

一般会計予算審査特別委員会報告書。

本委員会は、3月8日、9日に委員11名全員出席のもとに、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和4年第1回議会定例会において付託された「議案第13号令和4年度松田町一般会計予算」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。歳入については一括、歳出については各款ごとに審査しました。

昨年度と比較し、松田小学校校舎建設が完了したため大幅な減額となっており、公債費比率は健全な範囲内で推移しています。ウクライナの情勢により今後の見通しは不透明な要素はありますが、ポスト・ウィズコロナを見据えた持続可能な予算編成となっています。

なお、予算執行に当たっては次の事項について申入れをします。

（1）消防松田分署移転用地購入に当たっては、候補地が選定され次第、速やかに議会への報告を行い、段階的な執行をされたい。

（2）奥山のナラ枯れが加速しているため、新たな対策事業として、水源環境保全税及び森林環境譲与税を財源に対応されたい。

以上です。

議 長 一般会計予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは討論に入ります。

1 1 番 寺 嶋 それでは、議案第13号令和4年度松田町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

町の一般会計予算は55億1,000万円で、前年度対比10億6,000万円の減となっています。歳入の主な町税は15億2,654万円、地方交付税10億8,500万円、国庫支出金6億9,237万円、町債6億5,480万円となっています。地方債の令和4年度末現在高見込額は60億7,982万円で、前年度対比2億6,383万円の増となっています。令和4年度以降の町税は減収傾向となり、自主財源の確保等に努め、町有地の有効活用、未利用地の住宅地への誘導などに取り組むことです。

課題として、足柄上地区のごみ焼却場建設事業が検討されており、消防松田分署移転用地購入、松田中学校校舎大規模改修など、町財政の負担が大きい事業が見込まれ、さらに新松田駅北口駅前広場整備事業も予定されています。当面、公債費も起債残高も増えることから、厳しい財政運営となり、町民サービスの低下を招かないように、しっかりとした町政を行うことです。

予算に反対する理由を述べます。新型コロナウイルス感染症対策事業では、新型コロナウイルス自主検査費用助成金と給食費保護者負担特別軽減措置補助金が削減されています。一般行政職の正規職員は2名削減、技能労務職員も1名削減されており、定員119人を大幅に下回らないように、正規職員を増やすべきです。親族の世話を担う18歳未満のヤングケアラー支援事業では、コーディネーターの配置や実態調査等を実施し、支援策を考えるべきです。町消防団定員は164人で、充足率は85%となっており、町民の生命と財産を守る立場から、消防団員を増やすことです。

以上で一般会計予算の反対討論とします。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 議案第13号令和4年度一般会計予算案に賛成の立場から討論いたします。

総額55億1,000万、松田小学校建設が一段ついたことで、前年度より10億6,000万の減、持続可能な未来創造、チルドレンファースト推進予算として創意工夫した案が提案されました。この4月から令和元年に策定した第6次総合計画の前期アクションプログラム4年目を迎えることとなります。目の前の新型ウ

ウイルス感染症対策を最優先としつつ、忘れてはならない課題として平成25年に指摘されたいわゆる消滅可能都市と名指しされたこと。そうならないために継続的に施策を行ってきて、最新の調査では回復基調となっておりますが、気を緩めることなく、一層の知恵と工夫を注入することが感じられる予算編成であります。

定住・移住対策は引き続き重点事業となっておりますが、ほかの事業も町の魅力を高め、人を呼び込むことにつながるものが多いのではないかと感じます。新規事業が多く、工夫された予算の中で幾つか挙げますと、チルドレンファースト関連予算は素晴らしいと思います。特にまちづくりに子供たちの柔軟な発想を取り入れる仕組みが始まることは、とても楽しみです。SDGs未来都市として再生エネルギー利用促進やごみ減量化の取組も忘れていませんが、新たにSDGsを推進するために、住民と協働する仕組み、いわゆるプラットフォームを構築する事業が始まるとのこと。松田町が全国でも先鞭をつける取組になるのではないかと思います。

スポーツツーリズムを推進するためのスポーツコミッション設立も、県内初と聞いております。地域活性化に向けて期待をします。

地域公共交通対策予算は、既存の交通と新たなデジタル技術を使った交通サービスを総動員して、地域住民の足を確保する計画に着手することのことで、交通の結節点である松田町の利点を大きく生かすことにつながる将来性ある事業と思います。

ほかにも多方面にわたる事業がありますが、全てが有機的に影響し合い、相乗効果を生むことを期待いたしますが、これまでもそうなのですが、松田町は他市町より進んでいる施策が多く、それなのにアピールが足らなくて、よさを気がついてもらえないことがしばしばです。ぜひ町内外にアピールをしていただきたいということは申し添えます。

中長期的な財政推計では、昨年3月に示された中で、実質公債費比率が2034年に13%ピークとのことでしたが、今回示された推計では2040年に9.7%がピークということ、かなり改善した見通しとなっております。また、町の貯金で

ある財政調整基金は、この2月末で11億9,000万円、過去にない大きな残高となっており、令和元年決算時に3億5,000万だったことを思い出すと、町民サービスを落とすことなく、コロナ感染対策もいち早くやりながら、無駄を省きやりくりされてきた職員の努力に敬意を表します。これまでと同様、国・県の情報にアンテナを張り、可能な財源を獲得し、町負担を抑える工夫も行いながら、多方面の事業に取り組んでいただくことを期待して賛成討論を終わります。同僚議員の皆様方には、ぜひ御賛同いただけるようお願い申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。1番 唐澤君、反対討論ですか。（「賛成です。」の声あり）6番、反対で。

6 番 井 上 私はですね、先ほど予算特別委員会の委員長報告がございました令和4年度松田町一般会計当初予算に対してですね、反対の立場から討論を行わせていただきます。

内容的にはですね、おおむね前者等も討論された中で、財政の健全性等は確保されているというふうには理解します。しかし、次の1点でですね、私は令和4年度一般会計当初予算に対しては反対をいたします。

その1点とはですね、やはり松田分署の消防用地の予算計上についてです。松田町内に松田分署を更新をしてですね、新しい松田分署ができることは、やはり町民の希望だと思います。町民の安全・安心のための施設をなるべく松田町に、町内に、近い位置に置くということは、私もですね、当然それは必要であるというふうに理解をしております。ただ、2億円というですね、土地の用地購入事業費、特に特定の土地が想定されているわけでもなく、例えばそれが予算の半分で購入できたとするとですね、その半分の予算は町の税金をですね、ある程度無駄遣いといいますか、1億円、2分の1の金額で1億円で購入できたとすると、その1億円というのは、その使途がですね、当初予算の中でほかの施策、事業に対する圧迫をしているということに理解をします。

こういった土地購入は、今まで行政が行ってきた土地は、ある程度土地が固まって、それに関する費用、補償補填、公有財産購入費を予算計上をある程度確定をしてからですね、予算を計上すべきだというふうに考えております。か

なりここで大きい金額の公有財産購入費、消防分署用地を購入をするということ
を当初予算で計上するということは、本来的ではない町民の税金の使い道、
使い方だというふうに考えますので、一般会計当初予算案に対してはですね、
反対ということで討論を終わらせます。よろしくお願いいたします。

議 長 賛成討論の方はいますか。

1 番 唐 澤 令和4年度一般会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

日本において新型コロナウイルスの感染者が確認されてから3年目に入りました。
苦しい社会情勢が続いてきましたが、町政の財政推計を確認したところ、
令和4年度実質公債費比率、過去3か年平均は6.8%、今後20年間を見通して
も10%以下に抑え続けていける見込みです。無駄を省き節約できていることが
分かりますし、臨時交付金等を上手に活用しながら、適切な予算措置がとられ
ています。

様々な施策がある中で、特に評価できる点を申し上げます。コロナ禍におけ
る全国の令和3年出生数は、過去最少を更新しました。消滅可能性都市の一つ
に上がっている松田町にとっても、かなり危惧するところです。加えて、県立
足柄上病院の産科廃止の件もあり、出産環境の課題がますます深刻化していま
す。子育て支援、少子化対策についても検証を行ったところ、令和4年度予算
には拡充事業として第2子保育料無償化や18歳まで拡充する小児医療費助成事
業等が、新たな新規事業として出産サポートタクシー助成事業や子育て応援給
付金、ヤングケアラー支援などの児童相談事業等が展開され、対策がとられて
います。

このように地域住民の声を取り入れ、関係機関との連携を怠らず工夫を積み
重ね、町全体で新しい命の誕生を歓迎し、応援し、共に育む姿勢は、当初の調
査結果7,364人から2040年時点で約7,800人まで人口が回復する見込みにつな
がっています。今後も事業の内容や周知、実施後の効果も含め、よりよい事業と
なることを期待いたします。引き続き行政運営に取り組んでいただきますよう
お願いし、他の議員の皆様方におかれましても賛同いただけますよう、よろし
くお願いいたします。

以上により討論を終わります。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第13号令和4年度松田町一般会計予算に対する委員長の報告は可決です。議案第13号令和4年度松田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会9日目、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億7,902万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。
議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となって5年目に入ります。本町では、国民健康保険税の賦課方式を変更し、令和元年度から段階的に資産割の廃止を進めてきましたが、令和3年度で経過措置が全て終了いたしました。今後も税負担の平等性に基づく賦課に努めてまいります。

それでは、歳入歳出予算事項説明書により説明させていただきます。240ページ、241ページをお開きください。歳入でございます。款1、項1、国民健康保険税。目1、一般被保険者国民健康保険税は、被保険者の減少や高齢化などにより保険税額が減少したと考えております。

目2、退職被保険者等国民健康保険税は、退職者医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴い、令和2年度において対象者がゼロとなったため、手続漏れ等の遡り加入に対応するための科目設定扱いとなります。

款2、使用料及び手数料…（「ページが違う。248ページ。」の声あり）すみません。248、249ページです。それでは、最初から…（私語あり）いいですか、続きということで。退職者医療制度が27年3月末で廃止されたことに伴い、令和2年度において対象者がゼロとなったため、手続漏れ等の遡り加入に対応するための科目設定扱いとなります。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款3、県支出金は、制度改正により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付されるものでございます。

項1、県補助金、目1、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費等に充てられます。

次のページ、250、251ページをお願いいたします。特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や健康づくりの取組など、医療費の適正化に向けた取組等に対す

る支援などの保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

款4、財産収入は、預金利子でございます。

款5、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金の節1、保険基盤安定繰入金から節4、財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰入金でございます。

節1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分1を負担し、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものです。

節2、職員給与費等繰入金は、職員3名分及び管理栄養士の給与費と、事務費分の繰入れでございます。

節3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。

節4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れ、繰り入れるものでございます。

項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるために1,000万円を繰り入れるものでございます。

款6、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額を計上しております。

款7、諸収入につきましては、主に延滞金のほか、項2、指定公費負担医療立替交付金として、次のページ252、253を御覧ください。70歳から74歳の前期高齢者につきましては、法律上は2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立替分が国より交付されるものです。

次のページ、254、255ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款1、総務費の主なものは、人件費、事務費、国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収等に係る徴税费、国保運営協議会費等を計上しております。説明欄を御覧ください。中段2、一般管理費の主なものは、節11、役務費の手数料ですが、神奈川県国保連合会に支払う共同処理業務手数料でご

ございます。2、会計年度任用職員給与費は、レセプト点検員の報酬でございます。

目2、団体負担金は、国保連合会への負担金でございます。

項2、徴税费、次の256、257ページを御覧ください。目1、賦課徴収費の主なものは、説明欄の1、一般管理費の会計年度任用職員給与費は、収納対策に従事する職員の報酬でございます。

項3、目1、運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として、委員6名分の報酬でございます。

款2、保険給付費、項1、医療諸費の目1から4にあります一般被保険者と退職被保険者の療養給付費として、医科、歯科、調剤等の医療費と、療養費として柔整、補装具等の費用でございます。

次のページ258、259ページを御覧ください。目5、審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査に係る手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。

項3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などの移送費用で、科目設定扱いとしております。

項4、出産育児諸費では、1件42万円の出産育児一時金6件分でございます。

次の260、261ページを御覧ください。項5、葬祭諸費は、1件5万円の葬祭費25件分でございます。

款3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の制度改革で設けられたものでございます。この国民健康保険事業納付金につきましては、国民健康保険制度の広域化制度設計時の激変緩和が引き続き図られることになっております。

項1、医療給付費分、項2、後期高齢者支援金等は一般被保険者、退職被保険者に分けられ、項3、介護納付金については国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により改定された金額を納付するものでございます。

款4、共同事業拠出金につきましては、退職者医療の過年度対応分の科目設定扱いとなります。

次の262、263ページを御覧ください。款5、保健事業、項1、保健事業費、目1、保健普及費は、医療費通知等にかかる経費や、1件2万円の間ドック補助金85件分の経費でございます。また、管理栄養士1名分の会計年度任用職員の人件費を計上しております。

目2、国保ヘルスアップ事業は、平成29年度からの取組ですが、保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。説明欄を御覧ください。平成30年度から第2期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、1、糖尿病性腎症重症化予防事業、2、地域包括ケアシステム推進事業を引き続き実施しております。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等にかかる報償費などを計上しております。3、特定健診未受診者対策事業は、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立て、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細やかな対応により受診率の向上を図ります。

次の264、265ページをお願いいたします。4、早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。なお、これらの国保ヘルスアップ事業の経費につきましては、全額県費で補助されます。

項2、目1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導に係る経費でございます。

款6、項1、基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款7、公債費、項1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に借り入れた神奈川県保険財政自立支援事業資金を1年据え置き、平成30年度から1,000万円ずつ5年間で神奈川県に償還しているもので、令和4年度で完済となります。

款8、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金と、次のページ266、267ページを御覧ください。項2、指

定公費負担医療立替金などでございます。

款9、予備費については、歳入歳出の差額分を計上してございます。

次の268ページから271ページには国保会計の職員等の給与費明細書が、272ページには債務負担行為調書、県貸付金償還に係る現在高の調書並びに県貸付金の元利償還金内訳を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 4 番 平 野 263ページの健康の見える化事業のことを少しお聞きしたいんですけれども、これ、きっと福祉課なんかにも関わっている事業なのかなと思うんですけれども、何年か前から取り組まれていると思いますが、何かそういう見える化によってデータ、何か明らかになりつつあるのか。その進捗を教えてください。
- 町 民 課 長 こちらの国保ヘルスアップ事業の中で、見える化事業ということなんですけれども、現在、継続して実施しているんですけれども、それで実際成果が出たかという、まだ検証はまだでございます。すみません。
- 4 番 平 野 データを積み上げている最中ということなんですかね。また何かそういういろいろなことが分かってきた段階で、では御報告をお願いいたします。
- 1 1 番 寺 嶋 何点かお尋ねします。まずはですね、国民健康保険の令和4年度予算に当たっての根拠として、加入世帯とか被保険者数というのは大体どの時点を出しているのか。それで、今回はどのぐらいの対象者というのが分かれば、まずはお聞きします。
- あとはですね、歳入のほうは保険税の算定なんですけれども、これは所得、要するに前々年度というか、そういう所得の参考にしているのかね。あとは、今回はまだ令和3年度の確定申告まだしてない…確定されてないので、その辺の兼ね合いはどういうになっているのか、歳入のほうの保険税の関係でお尋ねします。
- あとは、歳出のほうの保険給付費なんですけれども、これは多分、過去の実績等をね、勘案して見積もられたと思いますけれども、この保険給付費、歳出のほうのこの積算見積りはどのようにされたのでしょうか。以上お伺いいたします。

町 民 課 長 まず被保険者数なんですけれども、予算を立てるときは令和3年の10月時点で被保険者を算出しているんですけれども、ちょっと今、手元にはないんですけれども、今現在、令和4年2月末の被保険者の数としましては2,428人、世帯としては1,605世帯。参考にですね、令和2年3月末と令和3年3月末ございますので。令和2年3月末が2,478人、1,616世帯、令和3年3月末が2,450人、1,599世帯でございます。

それと、課税についてなんですけれども、前年の所得を今、申告してもらっていると思うんですけれども、それが確定しました後に、7月に本算定ということで、その税額を基に計算するんですけど、それまでの4月から6月までというのは仮算定ということで、前年の保険税の割ったもので算出しております。（私語あり）前年度の健康保険税をそのまま割って使っております。

あと、歳出の給付費ですね。前年度の実績と、あと3年度途中までの実績を加味して算出しております。4年度の算出としては、月平均21万円ということの12か月分ということで算出しております。

1 1 番 寺 嶋 これで見ますとね、歳入と歳出が若干ですね、前年度減るということなんですよね。それで、今回保険税、若干減るということでありまして…保険者がね、減るということの見積りなんですけれども、今回それはどうしてなのかということ、私が思うには、軽減措置とか、3年度からの資産割がなくなったとか、そういうような関係で保険税が、歳入のほうの保険税が若干減るのかなと思う。あと歳出のほうでは、給付費が減るということ、コロナ禍の影響だと思うんですけれども、お医者さんにかかるといいますか、医療費が若干減るというような傾向にあるんですけれども、そういうような捉え方でね、よろしいんでしょうか。

あと、今回は3年度の所得がまだ確定してないので、今回仮算定ですよ。6月あたりから今度本算定が確定すると思うんですけれども。そうした場合には、この若干変動あると思うんですけれども、そういうような、それはどういうふうになりますんでしょうか。保険税の変動が。以上ですね、はい。

町 民 課 長 実際にですね、前年の所得が確定して、全体として所得が増えるか減るかというのは、ちょっと加味されておられません。予想としては、コロナの影響で仕

事減って減収ということが考えられます。（「保険税の、歳出。」の声あり）

保険税が減ったことにつきましては、税の制度の関係で資産割なくなったというのはあるんですけども、被保険者、若干ではありますけど減ってるということと、皆さん高齢になってきたので、所得がある方が減ってきてるということも原因となっております。

1 1 番 寺 嶋 じゃあ、ちょっと最後にもう一回お尋ねします。保険給付費なんですけども、これも若干減る傾向になってるのかと思うんですけども。それはどのようなことで捉えていますか。

町 民 課 長 先ほど議員がおっしゃったとおりに、コロナの影響ではないかと考えております。実際に私自身がかかるのも控えていたりするので、町民の方もそうではないかと思っております。

1 1 番 寺 嶋 終わります。

6 番 井 上 1点お伺いをいたします。ページで259ページでですね、国民健康保険の県の制度改正で県の広域化というふうな形になりました。その中で、今までもですね、国民健康保険の財政運営の安定化の中で、変動の一番大きい部分としては、高額療養費がですね、突出する場合において、そこに対する予算のですね、補正等ということで、大分国民健康保険財政が変動する要因となっているというふうに考えていますが、広域化によってですね、高額療養費が突然ですね、金額が大きくなった場合に、県の制度の中でそういった平準化のための対応があるのか、それともその高額療養費については従前どおりですね、やはり町の財政運営の中で対応をしていかなければいけないのかについてお伺いをいたします。

町 民 課 長 実際に透析の方1人出ても、年間500万ぐらいすぐになってしまうので、高額療養費については一番重要な点だとは思いますが、今現在ですね、国民健康保険の場合、基金がありますので、それ自体というのは制度が変わったときに激変緩和ということで、県のほうで納付金のほうを抑えていただいているので、その額と同じぐらい今、積み上がっているところなんですけれども。それから取り崩して対応していこうと考えております。県に実際そのときにどういう救

済制度があるのかというのは、ちょっと今、確認できないので、申し訳ありません。

6 番 井 上 それではですね、従来と同じような形の中で、今、基金と言われましたが、その部分につきましては繰入金等ということで、歳入の中の251ページにあります財政調整基金の繰入金で対応するというので理解をしていいのかというふうに思いますが、その点についてお伺いします。

また、さらにですね、それであるとする、先ほど基金の現在高のお話も出ましたが、令和3年度末見込みの国民健康保険の財政調整基金の現在高見込みを併せてお知らせいただきたいと思います。

町 民 課 長 議員のおっしゃるとおり、財政調整基金から繰り入れるということで、現在ですね、国民健康保険と診療所合わせました財政調整基金のほうの3月末の残高見込みが3億5,028万9,102円なんですけども、そのうちの国保分としましては2億6,213万3,076円でございます。

6 番 井 上 財政調整基金3億5,000万で、国保分が2億6,000万ということで、了解をしましたが、この辺の財政調整基金ですね、2つの会計が1つの基金を持つというふうな今、仕組みになっています。これは以前にですね、診療所部分の積立金が大分大きく、それをですね、国保財政のほうでうまく利活用…利活用というか、利用できないかというふうな施策の中で、2つの基金を一体化したというふうに考えております。今、ここはですね、令和4年度の予算審議という形の中ですので、担当のほうのですね、財政調整基金、本来は国保分、診療所分ということで、独立した基金が私は適正ではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方をお聞かせいただいて最後といたします。お願いします。

町 民 課 長 実際にですね、基金としてはそれぞれ特別会計なので独立していたほうがいいのかという考えも私もございますが、今、運用としては、きちんと国保分と診療所分と、内訳を積み上げていますので、現在のままだと、変な話、大丈夫かなと言ったら変ですけども、現在の状況のままでよろしいかと考えております。

6 番 井 上 分かりました。ただですね、その基金のですね、診療所分、国保分で、例え

ば251ページに積立金の利子というのが歳入で計上されています。そういった部分はどう管理をされているのか。例えば借入れ先…積立て先ですね、預託先をですね、診療所分と国保分に分けているのか、それともその預託先は例えば一本の預託金額で管理をされているのか。その辺が明確でないね、基金としての運用が国保分、診療所分ということで、正確な運用ではないというふうにも考えますので、そこだけお知らせください。

町 民 課 長 現在ですね、銀行に預ける方式の中で、診療所分のほうには利息のつかない預金形式となっております、国保分のほうは定期とか、利息がつくような運用になっておりますので、取り崩さなくてもいいように、片方は使える預金に、片方は利息がつくような預金にということで、実際にこちらの計上される預金利子につきましては、国保分という形になりますので、よろしく願いいたします。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第15号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。令和4

年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,220万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。

現在、国民健康保険診療所は、月曜日、水曜日、木曜日が星野医師、火曜日が県立足柄上病院の医師による診療を行い、金曜日は休診となっております。予算では、金曜日の休診分等を考慮し、収入の診療収入及び歳出の医業費などの減額を見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。282、283ページをお開きください。歳入でございます。款1、診療収入、項1、外来収入は、前年度比較840万円、14.5%の減となっております。

款2、使用料及び手数料、項2、手数料は、診断書の作成に係る文書手数料で、10件分を計上しております。

款3、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計において職員給与費を計上し、会計年度任用職員1名分の人件費50%を一般会計の寄出張所費で負担するものでございます。

款4、諸収入、項1、雑入の1、節1、オンライン資格確認導入補助金は、令和3年度に入換えを行いましたレセプトシステムにオンライン資格確認ソフトを導入することに伴う国の補助制度を利用するものですが、国から直接ではなく、診療報酬支払基金からの入金となるため、雑入として収入するものでございます。

他の雑入につきましては、保険診療外となる薬を入れる容器代や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。

項2、受託事業収入、目1、特定健康診査等受託料は、寄診療所で特定健康診査を受けた方1名につき、国保連合会や各保険組合から支払われるものです。10人分の受託料を見込んでございます。

次の284、285ページをお願いします。款5、項1、繰越金は、令和3年度からの繰越金1,000万円を見込んでおります。

次のページ、286、287ページをお願いします。歳出でございます。款1、総務費、項1、施設管理費、目1、一般管理費。診療所の管理運営費として、人件費や電気料などを計上しております。主なものといたしましては、節17、備品購入費では、歳入でも出ましたオンライン資格確認ソフトや滅菌機、心電計を計上してございます。

節18、負担金補助及び交付金の診療所電気等負担金は、電気料や警備委託料、床等清掃委託料などを一般会計の寄出張所費から支出しておりますので、その一部負担金として、面積案分等により診療所分として算出し、負担するものでございます。

次の医師派遣負担金では、県立足柄上病院から週1日、医師を派遣していただくための負担金50日分を計上しております。

2、会計年度任用職員給与費の節1、報酬に医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員及び診療所兼出張所職員の計6名分を計上してございます。

次のページ、288、289ページをお願いします。目2、団体負担金は、医師会負担金などでございます。

款2、項1、医業費。減額の主な要因は、診療所の金曜日休診に伴う医薬品代の減少によるものでございます。

目1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染性廃棄物処理委託料などを計上しております。

目2、医療用消耗品費は、注射器や注射針、包帯やガーゼ等の医薬品以外を計上してございます。

目3、医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上してございます。

目4、病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上してございます。

次のページ、290、291ページを御覧ください。款4、項1、目1、予備費は、歳入歳出の差額を計上してございます。

なお、292ページから295ページに給与明細書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第16号令和4年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号令和4年度松田町上水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和4年度松田町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、4,371戸。

(2) 年間総給水量、105万5,000立米。

(3) 1日平均給水量、2,890立米。

(4) 主要な建設改良事業、宮下水源水害対策(建屋防水)工事、2,000万円。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益、1億3,128万7,000円。第1項営業収益、1億517万2,000円。第2項営業外収益、2,611万4,000円。第3項特別収益、1,000円。

支出、第2款水道事業費用、1億3,128万7,000円。第1項営業費用、1億1,665万3,000円。第2項営業外費用、644万8,000円。第3項特別損失、1万円。第4項予備費、817万6,000円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,847万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入、第3款資本的収入、2,470万円。第1項企業債、2,450万円。第2項負担金、20万円。

支出、第4款資本的支出、5,317万3,000円。第1項建設改良費、3,811万円。第2項企業債償還金、1,506万3,000円。

1ページおめくりください。(起債) 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額、2,450万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮、もしくは

繰上げ償還または低利に借り換えることができる。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、1,853万4,000円。

(棚卸資産の購入限度額) 第8条、棚卸資産の購入限度額は、420万6,000円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは細部説明をいたします。302ページをお願いいたします。令和4年度松田町上水道事業会計予算実施計画です。収益的収入及び支出は、3条予算です。まずは収入です。款の1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料で、9,856万1,000円でございます。前年度対比0.03%で見込んでおります。

目3、その他営業収益は、給水装置の開始・中止の手数料や、他会計負担金としまして、下水道使用料徴収事務負担金等でございます。

項の2、営業外収益、目2、雑収益は、寄簡易水道事業特別会計から事務委託分の繰入金や加入負担金でございます。

目3、長期前受金戻入は、平成26年度に地方公営企業会計制度が見直されたことにより、国庫補助金などの補助金に対するみなし償却制度が廃止されたことに伴いまして、当年度分減価償却見合分を順次収益化するための会計処理上必要な経費で、現金の動きがない収益でございます。

続きまして、右のページをお願いいたします。303ページをお願いします。支出です。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費は、施設管理用にかかる消耗品、燃料費、委託料等でございます。

目3、総係費は、一般関係の費用でございます。

目4、減価償却費と目5、資産減耗費は、実際の支出は伴わず、資本的支出のための留保資金となるものでございます。

次に、項2、営業外費用です。目1、支払利息は、企業債利息などがございます。

目2、消費税及び地方消費税は、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

次のページ、ページが飛びまして314、315ページをお願いいたします。予算実施計画内訳の収益的収入及び支出を説明いたします。それでは収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益でございます。こちら、先ほども御説明しましたが、前年度比0.03%の微減となっております。

目3、その他営業費は、下水道使用料徴収事務費負担金が主なものでございます。

次に、項2、営業外収益です。目2、雑収益は、前年度比171万6,000円の増となっております。

次に目3、長期前受金戻入は、先ほども説明いたしました会計処理上必要な経費で、現金の動きはございません。

以上により、収入合計は1億3,128万7,000円となり、前年度比132万円の増額となっております。

続きまして、318、319ページをお願いいたします。支出の主なものにつきましては、款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。節25、動力費では、宮下水源、中河原水源などの各水源のポンプ等の電気料でございます。

目3、総係費。これらの科目は一般管理経費で、増減の主な理由としましては人事異動等に伴う見込みによる減でございます。

目4、減価償却費及び目5、資産減耗費につきましては、実際の支出が伴いませんが、資本的支出のための留保資金となります。

324ページ、325ページをお願いいたします。項2、営業外費用、目1、支払

利息です。企業利息は平成4年度からの配水管敷設替えなどの事業に対する企業債利息25本分でございます。

目2、消費税及び地方消費税は、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

次のページ、326、327ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは4条の予算の収支となります。款3、資本的収入、項1、目1ともに企業債。宮下水源水害対策に係る自家発電施設委託と建屋防水工事についての起債に対応するものでございます。

項2、負担金、目1、工事負担金でございます。節で工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して、配水管敷設替え工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

次のページ、328、329ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出です。款4、資本的支出、項・目ともに建設改良費です。こちらは宮下水源水害対策に係る委託料と工事によるものでございます。

節1、報酬です。こちらは水道施設の管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。

次に節15、委託料は、宮下水源水害対策の自家発電施設設計の委託料でございます。

次の工事請負費は、宮下水源水害対策（建屋防水）工事でございます。

次に目2、固定資産購入費です。量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、766器分を計上しております。

続きまして、項・目ともに企業債償還金でございます。元金償還金で、平成4年度からの事業17件分でございます。

次に、上水道事業会計は企業会計ですので、財務諸表について説明いたします。前に戻りまして、306ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書です。令和4年度期首と期末の現金の増減を示すものでございます。下から2段目の5、現金の前年度末残高は4億5,493万1,745円。その下、6、現金の当年度末残高は4億4,367万2,695円となり、令和4年度中は1,125万9,050円

の減となり、4、現金の当年度増減額に記載しております。この金額は、1、業務活動によるキャッシュ・フロー、主に3条予算、収益的収支が関連するもので、2、投資活動によるキャッシュ・フローと、3、財務活動によるキャッシュ・フロー、主に4条予算、資本的収支が関連するものですが、3つの差引合計になります。

307ページをお願いいたします。令和3年度松田町上水道事業予定損益計算書です。1、営業収益、中央の列に9,639万7,000円、2、営業費用1億894万4,000円の見込みです。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、右の列、1,254万7,000円の赤字の見込みです。

3、営業外収益2,115万7,000円、4、営業外費用343万8,000円の見込みです。3の営業外収益から4の営業外費用の差引額は、1,771万9,000円の見込みでございます。したがって、当年度の経常利益は517万2,000円、当年度純利益は516万4,000円の見込みとなります。この利益に前年度繰越利益剰余金5,374万円を足した額5,890万4,000円が当年度未処分利益剰余金となります。なお、次ページ308ページから311ページまでに予定貸借対照表を、312ページに注記、331ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点お伺いをいたします。ページでですね、329ページ、工事請負費で宮下水源対策工事、対策建屋防水工事ということで、工事箇所ですね、視察でも宮下水源のほうを見せていただきました。これに関連をしてですね、松田町のハザードマップを見ますと、松田地区ですね、水源で神山地区の中河原水源もですね、同様に浸水区域が3メートル未満の箇所にあるというふうに理解をしています。宮下水源の工事ですね、令和4年度から5年度の継続で行われるということですが、もう一つですね、松田地区の水源としての中河原水源ですね、そういった水害対策ですね、対応はどのようになっているか、お聞

かせいたきたいと思います。

環境上下水道課長　　今、担当のほうでですね、上水道施設更新計画というのを一応つくってはおるところなんです、今ちょっと手元にある資料でございますと、令和13年までにこの中河原水源について防水工事をやる予定は今のところは入っておりません。まずは一番のですね、使用が多い宮下水源のところを対応いたしまして、工事費が結構大きい金額でございますので、その後ですね、更新計画で一番タイミングのいいところで対応するかということで考えていきたいと思います。

6 番 井 上　　中河原水源は、じゃあそういう更新計画に入っていないということで理解をさせていただきましたが、貯水タンク等を見ますとですね、宮下水源から上のところにある中央農道沿いのですね、ところに貯水タンクがありますよね。中河原水源は神山地区の上のところにありますよね。それを見ますと、ほとんど何か大きき的には、素人の判断ですけれども、同じように見えます。全然それがですね、宮下水源のほうが本当に、例えば松田町どの程度カバーしているのか、中河原水源からの上水道のタンクのほうほどの程度カバーしているのか。それ辺り、私の見た目ではそんなに大差ないということで、そうしますと基本的にそうしたですね、水害…水源対策、宮下だけやっていたら松田町、いざそういう洪水とか浸水が起きたときに、宮下水源だけを対応していれば松田町全町民の水道給水が…松田町じゃなくて松田地区ですね、の給水が担保できると。宮下水源から送水等を行って、今まで中河原水源からの揚水をした水道の利用というのが担保できるのか。その辺もお伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼まちづくり課長　　ハザードマップ確認させていただきますとですね、中河原水源の付近、約0.5メートル、50センチ程度ではないかと思われませんが、水源の盤自体は現状の道路よりも1メートル程度宅盤が上がっているかと存じます。ということは、基本的にはあまり中河原水源が水害で沈むということは想定されていないのかと考えられます。中には機械器具が低いところがあれば、それは当然防水しなきゃいけないというふうに考えます。が、それは順次追って計画を立てていく。

それから中河原水源と宮下水源の役割でございますけれども、庶子の配水池、約2,000トンではなかったかと思えます。半分ぐらいじゃないかと思えます。中河原は。今、配水池のでかさですけども、半分ぐらいで、庶子の配水池の水はですね、高さ的にはほとんどの区域をカバーできますし、今、どうしても水道の使用量の問題で、例えばあれ1個で町全体をやっているかという、一時的に断水が出てしまうということで、配水区域を分けてやっていますけども、導水管…導通管をうまく整理することによって災害時であれば、あれ1個で結構な範囲、松田町の全域ですよ。例えば店屋場とか町屋も含めて、ある程度、大規模な範囲で宮下の水源から上がった水である庶子の配水池の水で、大規模な区域を配水できると考えています。じゃあ、だからって中河原をやらなくていいのかという話ではありませんけども、まずは宮下水源を確保することによって皆様の水道の供給には、緊急時には対応ができていくというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 ちょっとね、このハザードマップですと、赤い部分ですね、が本当にその建物ぎりぎりにあるんですよ。この間ですね、工事箇所等も見ただけに、やはり県にもっと詳しいですね、スポット的な浸水想定区域のハザードマップがあるというふうに工事箇所の視察のときにですね、説明をしていました。松田町のホームページにのっかっている図面ですと、大分ね、赤とか白とか黄色の区分というのは大まかですので、ぜひその辺を確認をされた中でですね、本当に更新計画必要ないのか。でも例えばね、これはあくまでも想定であるので、想定、0.5メートルだから、1メートル上がっているから大丈夫かということではなくね、やはり町民に対する欠かせないインフラだと、水道ですね。電気・水道というのは町民の生活に欠かせないインフラだと思います。その辺をですね、ぜひ検討をしていただいて、計画にのせてますという回答をですね、ぜひお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

参事兼まちづくり課長 おっしゃるとおりだと思います。後ほど、まずハザードマップのメッシュ、メッシュに沿ってですね、どのくらいの浸水想定なのか、また宮下を含めてですね、今後の計画の中で、いつの段階で、どういった順序で、またどのくらい

の事業規模でやっていくかということを検討させていただきます。

6 番 井 上 終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号令和4年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。(10時28分)

議 長 休憩を解いて再開します。(10時45分)

日程第5「議案第17号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,187万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことがで

きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、説明させていただきます。まず347ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。単年度では完結せず、後年度においても負担が伴う場合につきまして、あらかじめ後年度の債務を約束することを予算で決めておくものでございます。

続きまして、348ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。起債の目的の簡易水道事業につきましては、土佐原配水池送水ポンプ更新工事と弥勒寺水源送水ポンプ更新工事に係るものでございます。起債の目的の公営企業会計適用につきましては、公営企業会計への移行委託に伴う限度額970万円でございます。

次に354ページ、55ページをお願いいたします。事項別明細書により説明いたします。歳入です。款1、事業収入、項・目とも給水収入です。家庭用682件分と事業所32件分、水道使用料と滞納繰越分を計上しております。前年度対比5万円、0.3%の増で、コロナによる在宅使用量増を考慮して計上しております。

款2、分担金及び負担金、項・目とも負担金です。13ミリ2件分の加入負担金と変更1件、その他一般会計から消火栓75基分の維持管理負担金を計上しております。

款3、使用料及び手数料、項・目とも手数料です。給水装置工事審査手数料、検査手数料として2件分と、給水装置の中止・開始手数料20件分を計上しております。

款4、繰入金、項・目とも一般会計繰入金です。公債費、28件分の元利償還金を繰入金として計上しております。

款5、繰越金、項・目とも繰越金です。前年度繰越金としまして468万1,000円を計上しております。

款7、町債、項、町債、目、簡易水道事業債でございます。土佐原配水池送水ポンプ更新工事、弥勒寺水源送水ポンプ更新工事に340万、公営企業会計移行委託料に970万円でございます。歳入は以上でございます。

次のページ、356、357ページをお願いいたします。歳出です。款1、事業費、項・目とも管理費です。施設の管理に要する経費を計上しております。説明欄を御覧ください。まず、(1)管理的経費です。主なものとしましては、光熱水費、水源の取水・送水ポンプなどの電気料、また滅菌用の医薬材料費などを計上しております。委託料につきましては、特別会計から公営企業会計へ移行委託を行います。また、その他水道使用料検針業務委託料、量水器取替え委託料、配水池清掃委託など、施設管理の委託料、毎月実施しております水質検査委託料などを計上しております。備品購入では、量水器98器分を計上しております。負担金につきましては、水道料金システムの負担金でございます。繰出金につきましては、水道料金の徴収などの事務手数料としまして、上水道事業会計へ支払うものでございます。

次のページをお開きください。報酬につきましては、令和3年度から会計年度任用職員により水道施設の定期管理を行っております3名分でございます。

次に、工事請負費です。既に耐用年数を過ぎました送水ポンプを更新するものでございます。土佐原配水池送水ポンプと弥勒寺水源送水ポンプの更新工事を予定しております。両方とも西暦2000年、平成で言いますと12年に設置して以来、更新されていない、現時点で供給ができない部品も出てきており、故障時に断水等、水道事故を起こさないため、ここで更新をいたします。

次に公債費、これは従前の寄管理組合統合整備事業などの施設整備や、その後の投資的事業に関わるものでございます。元金は平成7年度から30年度に起債しました22件分でございます。利子につきましては、平成7年度から28件分でございます。

以上ですが、364ページに債務負担行為の調書、365ページに地方債の調書、

366ページに公債費元利償還金の内訳が記載されておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点だけ質問させてください。357ページをお願いいたします。事業費の管理費ですね。委託料のところですか。委託料の一番下、寄簡易水道事業公営企業会計移行委託料971万1,000円。この中身の細かいことよりも、初めに大きい考えといたしまして、これまで何年も上水道事業会計、すなわち公営企業会計への移行について、この本会議でもいろいろ議論されたと思います。そのような中で、執行者側もいろいろ議論はされたと思うんですけどもね、今回時間を限らせていただいて、本山町政に入ってから、この要するに寄簡水を公営企業会計に移行するという内部の対応はどのようにされたのかと。あとは、やはり受益者である寄の方の住民、そういった方の声とか、そういったものを聞かれたかどうかね。これからやることは後で細かく聞きますけど、大きいこれまでの流れで、本会議でいろいろ出ていたのでね、どのような形で進んで、今回この予算を計上されることになったのかということ、これは担当課長だとちょっと厳しいと思うので、副町長か町長にお答えいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

副 町 長 お答えします。この企業会計への移行というのは、総務省からの、国からのですね、意向に沿ったスケジュールに沿った中での委託料の計上というところを、まずお話をさせていただきます。

その中でですね、1点、地元の方の御意見、まだ伺ってございません。ただですね、今年度、令和4年度ですか、水道の審議会というものを開催予定としております。その中でですね、今、課題となっております施設の更新とか、この両方の水道会計の統合など等々ですね、意見を聴取しながらですね、この企業会計移行への計画にも盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

その中でですね、やはりそこにも更新計画というところも出てくると思います。寄地区のですね、地形その他を見ると、どうしても統合というのが非常に

難しい、施設の的です。というところが一つ課題がございます。以前から上水道との統合というのも課題になっておりますが、なかなか施設の統合で、削減というところがなかなかできていかないと。そうすると今度、会計運営だけの統合になりますと、上水道のほうもだんだんだんだん今、ちょっと先ほど報告しましたけども、収入が減ってきているというところもございますので、その辺も含めてですね、審議会の中でも十分な検討を含めながら、今後のですね、方向性というところを定めていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

5 番 田 代 これは私の解釈なんですけれども、公営事業になってしまうと、町からの支援はできないと。今、副町長がお話あったように、水道事業会計、公営企業会計ですね、町の。これについてはやはりだんだん厳しくなっていると。節水型の機械が普及して、トイレ一つについても水がね、前は15リッターだったのが4リッターとか、そういうこととか、人口減も影響しているということで、上水道会計、非常に厳しい状況だと思います。私は今現在、寄の簡易水道がどこまで整備できたか。それが一つのポイントになると思います。どういうことかという、簡水であれば一般財を投入できるんですよ。上水道ではとてもこれ、合体したら整備できないと思うんですけどね。今、寄簡易水道の投資的事業、これはある程度区切りがついたのかなというふうに見えるんですけども、その辺の実態はいかがでしょうか。

副 町 長 すみません、ちょっと私のほうでは細かな数字はちょっと…ざっくりで。議員おっしゃるとおりですね、ほぼほぼ町営水道としての機能をですね、持っていると思います。ただ、やはり細かいところへいくと、まだ個人の土地、私有地の中にですね、入っている管がまだ見受けられると思います。そういったところについてはですね、私も以前からお話ししていますように、やっぱり基盤整備ということについては、一般会計のほうで整備すべきものだと思います。それからの更新についてはですね、皆様の使用料でやっていくべきものだと私は区別しているんですけども、まだそういった部分ではですね。あと上水道、要するに町営水道として機能が満たしてない部分の改修についてもですね、私

も一般会計をつぎ込むべきだと。これはやっぱり基盤整備というところで、考え方で、出していくべきだと思います。そういったことも含めながらですね、すぐに国が言うとおりにですね、企業会計に移行しちゃっていいのかどうなのかということも含めながらですね、やはりこの委託の中で数字を見ながらですね、今、田代議員がおっしゃったことも踏まえながらですね、しっかりと方向性を示していかなければいけないと考えております。以上です。

5 番 田 代 代 では、副町長にもう一つ、最後の質問させていただきます。今、総務省からの指導、そういったものに従って、委託料を計上して、公営企業に移行する。そういったものについて模索をするために委託料で見たんだと。これは法律的に簡易水道と上水が今のように独立して存続できるという考えと、もう時代の流れの中で、簡易水道は上水に統合しろと、そういう考えのものか。国の機関の指導はどのような指導を町に対してされているか。これについて回答をお願いします。

副 町 長 国の基本的な考え方は、企業会計への移行というところがあります。ですから、簡易水道でいいのか、上水道にきなさいとかじゃなくてですね、基本的に令和6年を目標にですね、企業会計化しなさいというところが今のところ国の基本姿勢というか、考え方です。以上です。

5 番 田 代 代 どうもありがとうございました。続きまして、担当課長、渋谷課長、この予算、971万1,000円、今の副町長と私のやりとりを前提に、じゃあこういうふうに予算を組んだんだよということでお伝えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

環境上下水道課長 この予算につきましては、まずですね、国のほうからこの企業会計化というのは、職員だけでは簡単にできないという話がありました。（「何をやるかでいいんだよ。内訳だよ、971万1,000円の。」の声あり）内容としましては、固定資産台帳の整備が一番主なものでございます。あとはシステム整備、予算編成…（「ちょっとゆっくり言って。」の声あり）はい。固定資産の台帳整備が一番主なものでございます。次に、システムの企業会計化をしなければならないので、その整備。あと、予算編成ですね。今までは特別会計だったのが、

今度企業会計に変わるということで、そこら辺の移行がございます。あとは自治体内部の調整だったり、自治体外部との調整もございます。あとは例規の整備もしなければなりません。（「何。」の声あり）例規の整備ですね。条例だったり。あとは管理者の設置だったり職員の身分の取扱いだったり、あとは職員の手導という部分もございます。以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。固定資産台帳の整備がメインということで、ここでまた一つの議論なんですけれども、先ほど副町長がお話しされたように、松田地区、それと寄地区は、各集落ごとに配水池あたりもつくっていると思うんですよ。水源とか。そういう中で非常にやっぱり特殊なケース。課長の回答が無理だったら副町長でも結構なんですけれども、2つの企業会計というのは駄目なんですか。要するに松田と寄と一緒に、松田の上水道企業に吸収してしまうというのは当然想定できるんですけど、同じ町でその1、その2と持つのは法律的に何か駄目なような感じするんですけど、その辺はどうですかね。

環境上下水道課長 国のほうでは、水道と簡易水道、両方持っても問題はあります。一応どうしてかといいますと、一応この目的としましては、将来著しい人口…。

5 番 田 代 上水と簡易水道、今みたいに持っても構わないというのは1つですね。それと、公営企業に移行しろということなので、寄簡易水道公営企業と今の松田地区と2つ持つことができるかどうかで、ちょっと粗っぽい質問ですみません。

環境上下水道課長 できます。

5 番 田 代 分かりました。では、考え方としてね、今までは何でも松田にこれね、吸収するんだということで議論していたんですけど、今回の公営企業移行というのは、逆に寄だけでもあり得ると。その辺も含めて委託をするよと、そういうことで理解させていただきます。

あと、一番大事なことは、やはり住んでいる方、住民の方だと、松田がメーターを接続するのに負担金が安くて寄地区が高いとか、そういう不平等でおかしいねという声も聞いたことがあります。一方でメリットもいろいろあると思うんですけど、その辺の中でやっぱり2つの地域というのはかなり違うんで

ね、住民の方に、ここで今、自治会内部・外部の調整という、そういうものも委託料の中に入っているというふうに私、聞こえたので、特に住民の方にはね、メリット・デメリットを示しながら、やはり住民の声も聞いていくと。そのようなことで、ぜひお願いしたいと思います。

これは単年度ですか。先ほど令和6年を目標に企業会計へ移行ということは、今もう4年ですよ。5年、6年、目標年度だと、もうね…（「6年から。」の声あり）6年開始か。6年開始を目標ということでしょう。そうすると時間があるようでない。そういう中で一応所管課としてのスケジュール、この委託料を示した、予算認められて4月から執行していきますよね。その後この2年間にどういうふうなスケジュールでやっていかれるのかということで、ちょっと回答をお願いいたします。

環境上下水道課長 先ほど予算のときに一番最初にですね、債務負担行為ということで、4年、5年の2か年度で委託をかけるということになっておりますので、2年間で移行を完了させるというような形になっております。細かいですね…。

5 番 田 代 それで、今お話のあった4年度の内容については、今、課長から細かく話がありましたよね。5年度はどういうふうな事業をやられるか。お願いします。

環境上下水道課長 すみません。ちょっと今、もう2年間のスケジュール表は持っているんですが、（「ざっくりでいいよ。イメージとしてこういうことをやりますよと。」の声あり）先ほどですね、お話しさせていただきました…スケジュール的には、まず組織体制の検討を行ったうちに職員の研修を行います。その後、条例・規則等の制定、出納との調整ですね。その後、予算編成だったり決算の打ち切り、税務署への届出、総務省への報告という流れなので、ちょっと…（私語あり）今お話しした中の後半部分が5年度になってくるということです。

5 番 田 代 先ほど私が質問したのは、令和4年度の寄簡水の公営企業移行委託料の内訳を聞きました。ところが、渋谷課長は4年、5年、全部含めて説明だよと。では、4年分だけお知らせください。私はこの971万1,000円の内訳を聞いたんですよ。よろしくをお願いします。

環境上下水道課長 まずですね、4年が固定資産の管理、あと予算の科目設定等ですね。あとは

条例、会計規則等の制定。あと、法適用年の予算調整が4年度でございます。
以上です。

5 番 田 代 大体何となく分かりました。先ほど説明したようにね、やはり住民の方の声、それも非常に大事なので、この委託料の中では無理だとしたら、やはり地域の住民の方に、もう周知して、どういう方向かという、またはどういう要望か、その辺について、これは理事者のほうにお願いすることなんですけれども、その辺も踏まえた中でね、この移行委託料をうまく使いながら、寄地区の住民の方のお考えも吸収しながら進めていきたいと、進めていただきたいということで、最後は要望させていただいて終わります。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 前者と同じ箇所ですね、企業会計適用ということが、もう直前にきているということで、最初にですね、担当課長のほうにお聞きをしたいと思います。やはりこの水道会計としては、住民の生活にとって欠かせないものということで、それに係るやはり住民負担というのは大分大きいのではないかなというふうに感じます。今現在の寄簡易水道事業の水道使用料ですね、上水道のほうはホームページ等で基本10立方メートル幾ら、20立方メートルまでは幾らというふうな単価で載っていますが、簡易水道事業会計のほうの使用料について、まず1点目ですね。お知らせいただきたいと思います。

環境上下水道課長 上水道会計と同じでございます。

6 番 井 上 基本料もですね、あと10立方メートルまでの単価も同じということで、了解をしました。先ほどですね、副町長のほうでは、この企業会計をやはり地域性、地域的に離れているということで、寄簡易水道事業はその寄地区ですね、法的の企業会計化をするというふうなお考えをされました。私はこの問題について、以前からですね、予算関係の中でお聞きをしています、例えば今現在もですね、この予算にも、水道料金システムの負担金ということで、上水道のほうに支出をしている部分がありますよね。ここで簡易水道が4、5でそういう準備作業をして、令和6年度からですね、企業会計に移行すると。その場合ですね、かなり様々な費用負担が発生をし、今回は企業会計の中で料金設定をし

ていかなければいけないというふうに思います。その中で、やはり寄簡易水道だけでですね、かなり広い面積とか、いろいろな水道施設の部分もあります。かなり高額になる。だからやはり松田町の上水道事業会計と会計を一つにしないといけないのではないかということをお私はずね、想定をしていたんですけども、そういった令和6年度以降のですね、料金設定、現状と同じで移行すればですね、いいんですけども、その辺の見通しについてはどうなのかというのが1点です。

また次にですね、あと2点ありまして、資産の管理をですね、ここで令和4年度、5年度で見直すというふうな説明を先ほどされましたが、まだそういう資産の関係で町営化されてない箇所等があるのか。もしあるとすれば、それに対する町営、町の財産とするための費用が発生をするとすると、どの程度そういう費用についてはかかるのか。

あとですね、先ほど副町長のほうも水道施設の更新をですね、今の簡易水道事業会計の中でですね、行うというふうな説明をされましたが、この令和4年度、5年度でですね、それらの水道施設の更新等が、先ほど民地に水道管が埋設されている場合もあるというふうな説明もされましたが、そういったところをどういうふうに対応するのか。令和5年度までにですね、そういった水道施設の更新事業が完了するのか。その3点をですね、お伺いをしたいと思います。

環境上下水道課長　　まず負担の見直しということなんですが、ここでですね、この公営企業会計することによって、みんな同じ企業会計化することによって見える部分、経営の見える化というのがされてきます。経営の悪化を防ぐということで、こういうことを行うというふうなことが国の主な狙いだということです。こういった中でですね、公営企業の基盤の強化というのが今後されていくというところなんですが、国が何をしたいかといいますと、広域化だったり共同化をこの公営企業会計化することによって、どこが弱いのかとか、どうすればいいのかというのを一つの同じ基盤にのせて判断したい。そういう中で、この2月にですね、神奈川県知事が水道の広域化という話もされてます。今、県を3つに分けて、その地域の特性とかを洗いざらしにしまして、今後どういうふうやって

いけばよろしいのかというのを考えて、今後それがシミュレーションを行った上で実現を目指したいというふうに、今、県知事はお話しされています。そういった中で出てきました話では、こういうような負担につきましても、町独自でやるわけではなく、広域で考えるという考え方もございますので、そういうところの考えも今後取り入れていきたいというふうに考えております。

次に、資産の町営化につきましては…（「水道料金。企業会計かした場合の水道料金の考え方。」の声あり）水道料金につきましては、今後ですね、審議会等ございますので、その中で料金ですね、検討につきましては行ってきたいというふうに考えております。

次に、資産の町営化されていない箇所ということなんですが、ないということをお願いします。（「なし。」の声あり）はい、なしです。

施設の更新に関しましては、今、更新計画をつくっておりますので、それに従いまして施設の更新は行っていくということで、企業会計化とはまた別の考えでやっております。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。まず1点目のね、水道使用料なんですけれども、何で聞いたかというとですね、やはりそこで住民負担が多くなって、はい、もう令和6年度からこれですよということというのは、適当ではないと思います。ある程度、今時点でですね、方針を立てて、上水道事業会計と一本化をするのか、別々にいくのか。それで、そこにおける料金設定がどうなるのか。それに基づいてですね、松田町の上水道のほうにも影響があるのであれば、松田地区にも、もとより簡易水道の現在の利用者である寄地区の方にもですね、こうなりますという住民説明を最初にしてからね、審議会だと思っんですよ。審議会優先じゃなくて、やはり町民優先でね、いって、町民の意見はこうなんだと。そういうのをね、また審議会の中で一つの町民の意向という形の中で、じゃあ将来的に令和6年度からの水道料金設定をどうしますかということになるというふうに私は思います。

ですのね、その辺が今から、私もこの問題についてね、2年前、3年前から言ってますけれども、そんなに急にね、やって、じゃあ寄住民のほうの受益

者負担がね、増加するんであればね、それはもう事前にそういうふうに対応していけないといけないということを思いましたので、その辺は町長、副町長のほうでどういうふうにですね、今後お考えになるかを回答をお願いをしたいと思います。

2点目はないということですので。

3点目、更新計画を立てて、それは企業会計化とは関係ないという回答だったと思うんですけども、先ほど副町長のほうはね、ただでさえ厳しい、今、副町長のほうのお考えは、寄地区における簡水をそのままその地域での企業会計というふうな回答もあったんですけども、そうするとですね、その水道施設の更新の負担というのが、今度はそれにさらに上乘せになってくるわけですよ。ですので、そういうことがないようにという意味で、先ほど副町長のほうで発言があったと思います。それででしたらば、ここで令和4年度、5年度の中でね、ある程度できる部分はやっていこうという考え方が必要だというふうに思います。その辺の町民に対するですね、やはり受益者負担を優先にして考えた場合の水道施設の更新計画、住民に対する周知なり意見を事前にですね、聴取する懇話会なり、そういったものについてのお考えがあるかどうかですね、町長、副町長のほうでよろしくをお願いをしたいと思います。

副町長 その前にちょっと1点、先ほど課長のほうで、県のお話が出ましたけども、これは県水、県の水道企業の話でありまして、松田町がそれに入るとか、今はそういう考えはないというところだけは御承知ください。お願いいたします。

1点目の使用料の関係です。おっしゃるとおりですね、これは企業会計にしたからとかじゃなくてですね、今の会計運営の現状をまず見ていった中でですね、今後使用料という検討が必要になってくると思うんです。上水についてはですね、使用料…使用していただいている人たちに直接すぐに負担というところは、いかななものかなというのがあります。というのがですね、やはり水の量というのが少し余裕があるんですね。ですから、やはり並行してですね、使用料に偏るのではなくて、やはり企業会計として何かしら、例えば水を売るとかですね、そういったことも並行して考えていかなければならんということ

今、検討は、庁舎内ではございますけども、担当のほうにその辺は投げかけています。そういった中でですね、やはり企業会計に移行する、しないではなくてですね、会計運営、今後の更新計画も含めた中でですね、やっぱり使用料というのは検討して…ならなければいけないと思います。

それに伴ってですね、やはり今まではですね、審議会もなかった状況だという、この水道料金についてはですね。審議会もつくらせていただきましたので、やはりとはいえ、使用している町民の皆様にはですね、事前にその辺の御意見は聞かなければ、私もならないと思っております。ですから、審議会と並行しながらですね、町民の方々へ、まずはこういう今、状況ですと。それぞれ上水並びに簡易水道。という状況をですね、御報告させた上でですね、町としてはこういうような考えがございます、いかがでしょうかというような意見はお聞きしていかなければならんというふうに考えております。ですから、この辺は審議会を並行しながらですね、進めさせていただければと考えております。

更新計画につきましてはですね、ある程度ございますけども、井上議員言うのは特別会計のうちに、一般会計の負担があるうちにやってしまったらどうかということもございます。この辺は一つアイデアを頂いた中でですね、ただがむしゃらに全てというところは、やはり会計運用もございますので、その辺の会計の運用を見ながらですね、5年の部分についてはですね、計画させていただければと思います。以上です。

6 番 井 上 回答ありがとうございます。おおむねですね、了解をできましたので、よろしくお願いをします。令和4年の…ここで予算がですね、認められた後ですね、また広報等の中でですね、寄地区の住民に対して、今までの簡易水道事業会計の制度が変わりますというふうなですね、周知をぜひお願いをしたいと思います。要望で終わります。以上です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございますか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第17号令和4年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第18号令和4年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和4年度松田町下水道事業特別会計予算。令和4年度松田町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,032万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明させていただきます。まず、373ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。単年度では完結しない債務を約束することを予算で決めておくものでございます。

続きまして、第3表、地方債でございます。起債の目的、公共下水道事業、限度額2,950万円で、公共下水道污水管布設工事や流量計更新工事に充てる950万円と、下水道事業事業債分の補填、特別措置分の2,000万円を合わせた額となっております。次の酒匂川流域下水道事業につきましては、限度額590万円で、小田原市の酒匂処理場の建設事業で負担する分でございます。次の公営企業適用は、公営企業会計への移行に充てるものでございます。

380、381ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。款1、分担金及び負担金、項、負担金、目、受益者負担金です。町屋地区で宅地造成30区画が見込まれておりますので、増額しております。

款2、使用料及び手数料、項、使用料、目、下水道使用料です。前年度に比べて汚水水量の0.4%減の予定で見込んでおります。

款3、繰入金、項・目とも一般会計繰入金です。公債費の元利償還金に充当しております公債費につきましては、年々減少していく予定でございますので、前年度比較も減少しております。

款4、繰越金、前年度繰越金の見込額を計上しております。

款6、町債、項、町債、目、下水道事業債です。公共下水道工事分、小田原市酒匂の処理場の建設事業費負担分、企業会計への移行に係る分でございます。

次に、384、385ページをお願いいたします。歳出です。款1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。前年度対比572万9,000円の増額となっておりますが、公営企業会計への委託によるものでございます。主な歳出といたしましては、右ページの説明欄の中段、委託料につきましては下水道使用料徴収事務を上水道会計へ委託する委託料でございます。あとは、下水道事業会計を特別会計から企業会計へ移行するための委託料でございます。公課費につきましては、下水道事業会計に係る税及び地方消費税でございます。その下の

給料以下職員は1名分の人件費を計上しております。

386、387ページをお願いいたします。目2、施設管理費でございます。需用費につきましては、光熱水費と流量計4基、マンホールポンプ5基、電気料、下水道管等の修繕料を計上しております。その下の委託料につきましては、下水道の水質検査、流量計やマンホールポンプの保守点検、清掃の委託料でございます。

続きまして、款2、事業費、項・目とも下水道事業費でございます。この目では、公共下水道の工事経費を支出しております。主なものでは、工事請負費、公共下水道維持補修工事としまして、マンホール蓋の改修や下水道管渠の補修及び町屋地区下原にある流量計が耐用年数を越えたため、更新するものでございます。

388、389ページをお願いいたします。款3、流域下水道費、項・目とも流域下水道費でございます。酒匂川流域下水道事業の工事及び維持管理費負担金によるものでございます。

款4、公債費、元金につきましては平成4年度借入れから103件分の長期債元金の償還金です。利子につきましては、122件分の長期債利子の償還金でございます。

以上ですが、391ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債の現在高の見込みに関する調書、公債費元利償還金の内訳が記載されておりますが、後ほど御高覧いただき、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 先ほどのですね、寄簡易水道事業会計と同様にですね、下水道事業特別会計も企業会計に移行するための経費としてですね、385ページで令和4年度は1,040万1,000円と、債務負担行為もありますので、同様に令和5年度も企業会計化への委託料ということで理解はしております。

その中でですね、1点お聞かせ願いたいんですけれども、やはり下水道とい

うことで、松田地区の利用者、大分多いという中でですね、企業会計化をする場合ですね、例えば隣接の大井町では、半年程度ですね、大井町はもう既にですね、令和2年4月から移行されているんですけども、でもその前の令和元年の10月からですかね、仮に…仮のですね、企業会計化を移行をしたというふうに聞いています。半年間ですね、企業会計を試行運用することによって、その翌年の4月1日からの企業会計化でですね、もう既に行っているというふうに聞いています。松田町もですね、その企業会計化への対応としてはどのようなお考えがあるかをお伺いをいたします。

環境上下水道課長 一応、頂いているスケジュール案でございますが…すみません。こちらで把握しているスケジュールでございますが、令和5年の1月以降が稼働に向けた調整の期間ということで、今考えておりますので、それがもう少し早く調整ができれば、前倒ししていきたいと考えております。以上です。

6 番 井 上 令和5年の1月というふうに今、聞かえたんですけども、令和5年の1月というのは、令和4年度中ですよ。

環境上下水道課長 すみません。失礼いたしました。令和6年の1月からでございます。

6 番 井 上 令和6年の1月から仮に試行するというふうな考え方で、令和6年の4月からはですね、企業会計になりますので、もう3月31日と4月1日ということで、もうそこですっぱり企業会計に移行をして、今までの繰り越し作業、繰越金等のかですね、4月、5月をですね、出納整理期間とするというふうな形はないというふうなことで、1月から試行をするということで了解をしました。

あとですね、町民のほうにとりましての準備作業の中でですね、企業会計化する、下水道に係る部分としては、料金徴収は、今はですね、上水道のほうと一本化されております。その中で上水道使用料と下水道使用料ということで一本化されております。その辺のですね、徴収の方法等についての現時点での見込みはどのようになるか。現行と同じなのか、別々な形になるのか、その辺もお聞かせください。

環境上下水道課長 徴収につきましては、今の時点では現行と同じで考えております。以上です。

6 番 井 上 終わります。

議

長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第18号令和4年度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 日程第7「議案第19号令和4年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第19号令和4年度松田町介護保険事業特別会計予算。令和4年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,476万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 すみません、予算ということがありますので、私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、介護保険事業特別会計について御説明をさせていただきます。初めに416ページをお開きください。第2表の債務を負担する行為、債務負担行為でございます。こちらにつきましては、第9期となります介護保険事業計画のですね、改定をですね、令和5年度末に予定をしております、それに先立ちまして令和4年度に介護予防・日常生活調査及び在宅介護実態調査、そして令和5年度にですね、計画改定業務を予定をしておるものでございます。なお、令和4年度の事業につきましては、第9期のですね、いわゆるアンケート調査を主体にやっていくものでございます。この計画につきましては、第9期ということで、令和6年度から令和8年度の事業となるものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。ページ422ページ、423ページをお開きください。歳入より御説明をさせていただきます。款、保険料、項1、介護保険料、目、第1号被保険者保険料でございます。65歳以上の第1号の被保険者につきましては、3,757人で積算をしております。ここに記載のとおり、特別徴収いわゆる特徴につきましては3,503人、普通徴収、普徴につきましては254人でございます。これは所得に応じて介護保険は12の段階の保険料がございまして、保険料率の段階がございまして、これに基づき計画策定によりの数字で計上をしております。

続きまして国庫支出金でございます。項・目ごとにですね、法定割合に応じて額を計上しております。国庫負担金、介護給付費負担金では、歳出の保険料給付費のうち、居宅給付費の20%分、施設給付費の15%分を国が負担することになっているものでございます。

項、国庫補助金でございます。目の調整交付金でございますが、これは調整

率に応じた額を記載をしてございます。

目の2、介護予防等地域支援事業交付金でございますが、歳出におけるですね、地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サービス事業に係る国庫分を記載を計上しております。

目3、包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、こちらは包括的事業、支援事業及びですね、任意事業に係る国庫分をここで計上しているものでございます。

目の4でございます。保険者機能強化推進交付金、こちらは高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止給付費適正化に資する取組に応じて、交付金として交付されるものでございます。

目5、介護保険保険者努力支援交付金でございます。こちらにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括ケアに関連する在宅医療・介護連携等に関する取組に対して交付されるものでございます。

続きまして、支払基金交付金でございます。こちらにつきましては、40歳から64歳まで、第2被保険者保険料をですね、介護給付費交付金として収入するものを計上しているところでございます。

続きましてページ424、425ページになります。こちらは県支出金でございます。これは国庫と同様にですね、項・目ごとに法定割合に基づき計上をしているものでございます。款の6の繰入金でございます。項・目ごとに法定割合を繰り入れているものでございます。項のですね、基金繰入金でございますが、介護保険のですね、財政調整基金より3,500万円の繰入れを予定しているものでございます。なお、現行のですね、介護保険事業計画第8期、現行の8期につきましては、令和4年度、令和5年度に合わせてですね、5,000万円を繰入金として見込んでいるものでございます。

1枚おめくりいただいて、426、427ページでございます。款8、繰越金につきましては、予算額5,000万円を見込んでいるものでございます。

続きまして、ページでございますが、歳出になります。428、429ページでございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費でございます。こち

らは職員給与費や訪問に利用する庁用車管理経費などを計上しているものでございます。

次のページをお開きください。ページ430ページ、431ページでございます。こちらは項、介護認定審査会費、認定調査費で、介護認定に伴う経費を計上しているものでございます。

目の2、認定審査会負担金でございます。こちらは足柄上地域介護認定審査会負担金として、南足柄市で認定審査会の事務を行うための経費でございます。この経費につきましてはですね、財源内訳を見ますと、県支出金がございます。こちらは町のですね、県の自治基盤総合交付金を活用してやっているものでございます。広域連携ということでやっているものでございます。

続きまして、432、433ページでございます。保険給付費でございます。前年度比が4.3ポイントの増。前年度比が4.3ポイントの増となっております。項の介護サービス等諸費は、負担金補助及び交付金として、居宅介護サービス給付費以下ですね、第8期のですね、介護保険事業計画において試算をしました額を基にですね、2年度決算の実績に基づきながらですね、ここに計上しているものでございます。

項の高額介護サービス費は、利用者の介護保険給付費の月々のですね、負担が上限額を超えた場合に給付されるものでございます。

続きまして、次のページになります。434、435ページでございます。項の4、特定入所者介護サービス費でございますが、主に所得がですね、低い方が施設サービスを利用した場合に自己負担限度額を超えた分につきまして給付されるものでございます。

項5、高額医療合算介護サービス等費につきましてはですね、医療費と介護費の両方がですね、高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減する取組でございます。

次のページでございます。436、437ページでございます。款5、目1、地域支援事業費でございます。こちらにつきましては、前年度対比2.1ポイントの減となっております。説明欄を御覧ください。一般管理費につきましては、地

域包括支援センター職員給与費やですね、介護予防支援に係る事務経費を計上しております。

次のページをお開きください。438、439ページでございます。目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。サービス事業費のうちですね、訪問介護サービスは、町直営の訪問介護予防事業として、管理栄養士や作業療法士の訪問や栄養改善、また口腔機能等の向上を目的とする事業を展開していくものでございます。また、通所サービスにつきましてはですね、運動器の機能向上事業を実施し、さらにですね、社会福祉協議会の事業でありますミニデイサービスへの事業補助金を計上をしております。また、生活支援サービスでございます。こちらは食のですね、アセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を推進するための経費をここで計上しているものでございます。

目の3、一般介護予防事業費でございます。こちらはですね、火曜体操会、呼吸法運動教室、筋力向上教室など、介護予防事業を継続して実施するための経費をここで計上しているものでございます。

1枚おめくりいただいて、440ページ、441ページでございます。こちら目4、包括的支援事業・任意事業費でございます。地域包括支援センターの運営経費のほか、442ページ、443ページにわたりますが、権利擁護また介護相談員の派遣、足柄上1市5町で運営を行っている在宅医療・介護連携支援センターに関わる経費、また生活支援体制整備事業として社会福祉協議会と共同で事業に取り組むほか、認知症のですね、総合支援事業で認知症施策を実施してまいるものでございます。

続きまして、444、445ページでございます。予備費でございます。予備費につきましては、本年度2,087万4,000円を計上してございます。

以上につきましては、歳入歳出総額ですね、11億3,476万1,000円となるものでございます。

なお、446ページから449ページにわたります給与費明細書、そして450ページにつきましては債務を負担する行為に関する調書を掲載しておりますので、

後ほど御高覧をお願いいたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点確認なんですけれども、誰に聞いたらいいい…政策推進課長でいいですかね。425ページの下段のところの説明でですね、介護保険財政調整基金の繰入金ということですが、先ほど8期で5,000万円というのが4年度、5年度、それぞれで5,000万円を予定しているというふうに言われましたが、ここではですね、4年度で3,500万円の繰入れですね。これは介護保険料をですね、精算部分でこの財政調整基金から取り崩しをし、初年度はゼロで2年度目、3年度目ですね、その調整を図るというふうに理解をしていますが、5,000万円と3,500万円の差異について説明をお願いをしたいと思います。

政策推進課長 そうですね、介護保険の事業計画、8期の計画上、5,000万をいくよという推計を出しておったんですが、ここで事業全体の2年度決算、また状況を踏まえた上で、令和4年度に3,500万ということで今回説明をさせていただきました。以上です。

6 番 井 上 分かりました。これはあれですね、4年度、5年度、2年度目、3年度目で5,000万円、両方で5,000万円やるという説明ですよ。ちょっと先ほど説明で、両方で5,000万円ずつ繰り入れるのかなど。なので、そうしますと来年度、令和5年度では残りの1,500万円を取り崩す予定と。了解です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

7 番 南 雲 今、介護…調整基金ということで、ごめんなさいね。基金の繰入れが結構金額が多いと思うんですけども、433ページに介護サービス費としてかなりの、前年度と比較をしても、3,700万ということで増額になっています。それで、これ、コロナの関係でどの程度影響が出ているのかお伺いいたします。

政策推進課長 そうですね、まず滞納ということなんですけども、この事業につきましては年金の給付ということで、おおむね…滞納ということがない部分の事業が多いんですけども、いわゆる年金の18万以下の方については普通徴収ということで、直接あるものでございます。今回のコロナの影響でということはこの普通徴収

者の方からの状況を今見ますと、それほど大きな影響ではないと。コロナのために滞納が多くなったということの数值は今、見込まれてないということなんですけども、原則ですね、介護保険事業計画の中にもですね、収納率98.41%を目指すということもございますので、コロナの影響に基づくものにつきましては、ごめんなさい、私のほうの数值の理解の中ではですね、滞納者が大きく増えたということの影響はないというふうには考えているところでございます。

(私語あり) 給付のほうですね。給付のほうなんですけども、令和3年度中の実績と令和2年度決算状況を踏まえますと、おおむね計画どおりの状況に今なっているということを伺っておりますので、コロナに基づいてですね、例えば居宅とか施設の事業の給付が減ったということは今聞いておりませんので、順調に進んでいるということで理解をしております。以上です。

7 番 南 雲 コロナ禍が…コロナが長引いている影響がこれから出てくるような予想もされます。それで、町としても外出支援としてタクシーの初乗り、75歳以上の方に補助したり、また見守りロボットとか、すごい工夫された補助をされています。それで、この間、寸劇で認知症の方にとということで、そんなような工夫もされているというのは承知しておりますけれども、これからやはりフレイル予防ですね、外出控えによるいろいろ新たな、何か生活スタイルみたいなものをやはり考えていかななくてはいけないと思うんですね。それで、町としてね、これからそういったものに対してのお考えというのを町長のほうからお伺いできればと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。後ろから何かボールが飛んできたみたいな感じがしましたけど。おっしゃるとおりですね、コロナによっておうちからなかなか外に、外出控えということがやっぱり増えているということは、想像はしております。ですので、余計にやっぱり外に出ていただきたいということの中で、これまでは2週間に1回の回覧の中に入れてたりだとかですね、とにかく3密を避けながらやっていただきたいと。その一つの事業としては、これはいろいろ、やる、やらないの人いるんでしょうけども、例えばパークゴルフ場なんかは、今はこのコロナ禍だからこそ無料にして開放したりだとかいうこともや

っています。また、介護予防の担当課がですね、団体とタッグというか連携を組んで、直接、今お元気ですかとか、そういったこともやったりとかしております。ただ、今後もっともっと増えるだろうなというようなことを予測した中で、見守り用の電球を換えたりだとか、ロボットを導入したりだとかということの中から、どうしても人力的…人的なところの足りないところを補うような仕組みを取り入れながら、今後そういったことをやっていながらですね、やっぱり特に独居の方がいつの間にか亡くなったとか、そういうことがないように含めて取り組んでまいりたいとは考えて予算編成をしております。以上です。

7 番 南 雲 ありがとうございます。いろいろ多方面にわたって補助していただいているらっしゃるということが理解できました。これからまた令和5年度に介護保険の保険料を決めていくと思うんですけども、またそちらに跳ね返ってきますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。終わります。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第19号令和4年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第20号令和4年度松田町用地取得特別会計予算」を議題いたします。(私語あり)このまま続けて、昼食時間を、昼の休憩を長くとりますので。あと2つですので、お願いします。(私語あり)分かりました。じゃあ、休憩に入ります。

- ここで暫時休憩します。 (12時02分)
- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時30分)
- 神奈川新聞社より傍聴の希望があり、写真撮影、録音、パソコンの使用の申出がありましたので、許可しております。御承知おきください。
- 議 長 日程第8「議案第20号令和4年度松田町用地取得特別会計予算」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第20号令和4年度松田町用地取得特別会計予算。令和4年度松田町用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。
- (歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,537万5,000円と定める。
- 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- 令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 総務課長 それでは、令和4年度松田町用地取得特別会計予算について御説明を申し上げます。
- 460ページ、461ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金でございます。これは町屋地区住宅の用地取得に伴う借入金元利償還金分となります。
- 款2、繰越金。こちらは前年度繰越金を計上しております。
- 次ページ、462、463をお願いいたします。歳出になります。款、項1公債費、目1、元金。こちらは町屋地区用地の元金返済分でございます。
- 目2、利子。こちらは元金1本分の利子となります。
- 款2、予備費を計上しております。
- 次のページ、464には、公債費元利償還金の内訳を掲載しております。後ほど御高覧ください。
- 説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号令和4年度松田町用地取得特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第21号令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計予算。令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,554万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、後期高齢者医療特別会計予算を説明させていただきます。

75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度は、平成20年度から始まりました。保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療連合にて行っておりますが、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。令和4年2月末の被保険者数は1,790人となり、人口の高齢化

により年々被保険者が増加しております。また、後期高齢者医療関係では、この特別会計のほかに一般会計から後期高齢者連合へ支出をする広域連合事務費負担金と、法で定められた市町村定率負担金を計上しております。

それでは、歳入歳出事項別明細書にて説明させていただきます。474、475ページをお開きください。歳入でございます。款1、項1、目1の後期高齢者医療保険料。保険料につきましては、2年ごとに見直され、令和4年度は改定される年でございます。3月末の広域連合議会に上程されて決定となります。現在提示されている保険料率につきましては、均等割が令和3年度の4万3,800円から4年度は4万3,100円に、所得割が3年度が8.74%から4年度8.28%に改定される予定でございます。なお、後期高齢者医療保険につきましては、約1割を被保険者の保険料で賄い、残りの9割を国・県・市町村負担金の公費と他の医療保険からの支援金で賄われております。

款2、使用料及び手数料は、保険料の督促手数料でございます。

款3、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金。低所得者の保険料軽減分を公費で補填するための制度で、一般会計で収入した県費の後期高齢者医療基盤安定制度負担金と、こちらが4分の3、町負担分4分の1を合わせて繰り入れるものでございます。また、事務費繰入金は歳出における一般管理費に、事業繰入金は歳出の保健事業に財源として充当するものでございます。

款4、項1、目1、繰越金は、前年度繰越金として200万円を見込みました。

次の476、477ページをお開きください。歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は一般事務経費を計上しており、保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務に係るものでございます。

款2、項1、目1、後期高齢者医療広域連合納付金は、一般会計から繰り入れました保険基盤安定負担金と、町で徴収する保険料の合計額を広域連合に納付するものでございます。

款3、諸支出金は、償還金及び還付加算金の過年度分の保険料還付金でございます。

款4、項1、保健事業費は、次の478、479ページをお開きください。目1、

保健普及費。こちらでは人間ドックの受診者に対する補助制度で、1人2万円、35件分を計上しております。

目2、保健事業費は、国民健康保険事業との共同実施となる年齢到達により後期高齢者医療被保険者となられても、継続して利用いただけるよう配慮して、糖尿病性腎症重症化予防事業に微力ながら取り組ませていただいております。

款の5、項の1、目の1、予備費は、歳入歳出の差額分200万1,000円を計上してございます。

なお、480、481ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですので、質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号令和4年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に議員及び町長ほか補助説明者のみの議会全員協議会を開催しますので、大会議室にお集まりください。(13時41分)

議 長 休憩を解いて再開します。(14時25分)

休憩中に町長より議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提出がありました。ただいまより議案第22号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第22号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

(14時26分)

議長 休憩を解いて再開いたします。

(14時37分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定しました。お手元の議事日程の日程第10の前に追加をお願いいたします。

議長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 令和4年第1回定例会議会運営委員会委員長報告。議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、3月10日、午後2時20分より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員会付託となりました。付託先は総務文教常任委員会となります。会期の変更はありません。本日中のままです。

以上で議会運営委員会の報告について終わります。不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めた

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程の追加日程第1の次に追加をお願いします。

議 長 追加日程第2「議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月10日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町長及び副町長の給料について、減額措置を講ずるため所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、寄診療所における温度超過ワクチン誤接種の対応に関する責任をとるため、町長及び副町長の給料について減額措置を講ずるため、所要の改正をしたいので条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりください。3枚目の参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。附則に新たに1項を加え第19項とし、その内容につきましては令和4年4月1日から令和4年4月30日

までの間、町長にあっては100分の30、副町長にあっては100分の20に相当する額を給料月額から減ずる規定を追加するものでございます。

最後に、1ページを戻っていただいて、議案本文の2ページを御覧ください。施行期日でございます。施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
4 番 平 野 こちらの処分の対象に関しまして、町長及び副町長とされたのはどういう理由ですか。

総 務 課 長 今回のコロナ接種の対応につきまして、最高責任者であります町長及び副町長が監督者責任ということで、今回この条例のほうを上程させていただいているものでございます。以上です。

議 長 ほかにございますか。
なければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。（「補足で。」の声あり）

町 長 この件については我々の話になりますので、事務方の話だけではなかなか気持ちに通じないかなと思うので、お話をさせていただきます。誤接種が起きて早々に、いろんな対応をしなくてはならず、当然、我々が雇った職員の判断ミスから始まったことでもあります。そこについては当然、雇い主である我々が責任をとるべきだというのは、もう当初からずっとそう思っておりました。ただ、それに関して、ちょっとこの時期になってしまったことについては、本当にまずはおわびを申し上げなきゃいけないなというふうに考えています。

この内容についてはですね、ほかの職員…職員といいたいでしょうか、在職の職員についての処遇については、考査委員会のほうから示されましたので、私としては考査委員会から上がってきたものを尊重し、概略申し上げると、懲戒に当たらない部分での処分というふうな感じで考えております。ですので、その辺りと、先日御説明させていただいた当時いた医師の分に対する今後の対応と

いう方向性が決まったこともあり、このような格好ですね、こういった組織のトップですので、この内容の大小についてはですね、政治家の皆さんたちがそれなりに判断をされた数字だというふうに皆様も御理解をいただいでですね、ルールがあるわけでも全くございませんので、その中でこのような数字を上げさせていただいて、少しは今後の我々のまだまだ頑張らなきゃいけない部分の糧になればなというふうなことで提案させていただいたものでございますので、条例としてはこの我々2人がしっかりと責任をとっていくということでの今回の御提案になっていることを御理解いただければと思います。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。 (14時47分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (16時13分)

休憩中に総務文教常任委員会委員長より、議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)の提出がありました。

お諮りいたします。議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、事務局より配付をさせます。

(資 料 配 付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」 の声あり)

追加日程第3として、議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）を直ちに日程に追加することに決定しました。お手元の議事日程の日程第10の前に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第3「議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

委員長より報告願います。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは報告させていただきます。

松田町議会議長 飯田一殿。令和4年3月10日、総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、3月10日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和4年第1回議会定例会において付託された議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。本条例は常温保管ワクチンの誤接種に係る処分である。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長ほか関係職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

なお、附帯意見として、本件に関する処分は町長及び副町長のみにとどめられたい。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」 の声あり)

質疑なしと認めてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第22号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第10の同意第1号は人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、同意第1号は質疑・討論を省略し、採決とさせていただきます。

議 長 日程第10「同意第1号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第1号人権擁護委員の推薦について。
次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町寄2189番地。

氏名、佐藤利明。

生年月日、昭和32年3月6日。

令和4年3月10日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和4年6月30日をもって委員の任期が満了するため、提案する
ものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同
意第1号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方
の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しま
した。

議 長 日程第11「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広
報広聴常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、所管事務について、
会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。
委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審
査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。
委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審
査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたしま
す。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ござ
いませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審

査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議 長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。(16時22分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 4年 6月 2日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 1番 唐澤 一代

署名議員 2番 古谷 星工人